

阿久比町畜舎等建設行為に関する指導要綱の概要

1 目的（第1条）

町内において畜産業の経営を目的とした畜舎や家畜排せつ物処理施設などの付帯施設（以下「畜舎等」という。）の建設または増設を行う者に対し、地域環境の保全について指導を行い、地域住民の良好な住環境の確保を図ることを目的とする。

2 適用範囲（第3条）

- ① 新たに建設される畜舎等
- ② 畜舎等の増設

3 建設までの流れ（第4条～第12条）

① 近隣関係者への説明

畜舎等を建設または増設を行う者やその畜舎等の建設工事を請け負う業者（以下「事業者」という。）は、下記ア～エの近隣関係者に畜舎等の建設の概要などの説明を行い、理解を得られるよう努めなければならない。

説明の内容や近隣関係者からの質問・要望事項、その回答を近隣状報告書に記載し、②の事業計画協議書に添付し、町長へ提出しなければならない。

ア 畜舎等に隣接する土地の所有者、建物の所有者と居住者

イ 畜舎等が所在する地区の区長または自治会長とその地区の関係者

ウ 住環境の維持に支障を及ぼすおそれがある土地の所有者、建物の所有者と居住者

エ 町長が必要と認める者

② 事業計画の協議

事業者は、畜舎等を建設または増設（以下「事業」という。）しようとするときは、行政上の手続きを開始する前に、事業計画を公開しなければならない。また、事業計画協議書を町長に提出し、協議しなければならない。

③ 指導

町長は、②の協議があった場合において、畜舎等の周辺の住環境の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し、指導を行う。

④ 覚書

ア 町長と事業者は、②の協議した内容について、覚書を締結しなければならない。

イ 事業者は、近隣関係者と調整を図り、覚書を締結しなければならない。

⑤ 安全の確保

事業者は、事故、公害や災害の防止、住民の生命財産の保護、文化財や自然環境の保全に努めなければならない。

⑥ 道路および水路

事業者は、道路や水路を整備するときは、町長と畜舎等が所在する行政区の関係者と十分協議しなければならない。

⑦ 立入検査

町長は、事業の施工中においても随時立入検査や必要な指示を行う。

⑧ 勧告

町長は、事業者が協議結果、指導、覚書事項、指示などを遵守しない場合は、事業計画の中止、変更の勧告を行う。

⑨ 完了報告

事業者は、事業を完了したときは、14日以内に町長に報告しなければならない。

4 適用日

この指導要綱の規定は、令和3年5月18日以降に新たに建設される畜舎等から適用する。